社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会地域の茶の間事業実施要綱

［平成26年3月１７日・要綱第9号］

［令和3年4月1日・一部改正］

（目　的）

第１条　この要綱は、高齢者や障がい者、子育て中の親子等が地域で孤立しない

よう、地域住民やボランティア等が主体となって、気軽に集える地域の茶の間（以下「茶の間」という。）の活動を支援し、当事者間の交流の場と仲間づくりを図ると共に地域住民が福祉活動に参加することで、明るく住み良い福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

（助成の対象）

第２条　目的を達成するために、次の活動に対して助成する。

（１）地域住民やボランティアとの茶話会を中心とした交流に関すること

（２）健康づくりに関すること

（３）趣味やレクリエーションに関すること

（４）その他目的達成のために必要な活動

（規　模）

第３条　対象者（ボランティアを含む）が概ね５名～１４名の小規模型の茶の間(以下「小規模型」という。）と１５名以上の中規模型の茶の間（以下「中規模型」という。」に分類するものとする。

（利用対象者）

第４条　事業の対象者は、次のとおりとする。

（１）６５歳以上の高齢者

（２）就学前の子育て中の親子

（３）身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

（開催回数等）

第５条　茶の間の開催回数は月１回程度で、開催時間は２時間以上とする。また、

１回の参加人数は、概ね５名以上とする。開催にあたっては、地域の特性等を

勘案し実施するものとする。

（開催場所）

第６条　茶の間の開催場所は、対象者が歩いて参加できる範囲の公共施設や集会

所等とする。

（助成金額）

第７条　茶の間１ヶ所につき小規模型３，０００円、中規模型４，０００円を助成するものとし、１月１回を限度とする。

２　助成にあたっては、自治会以外の公的助成金と併用できないものとする。

（助成基準）

第８条　助成の基準となる内容は、会場借上料、茶菓子代、消耗品代等の一部とする。

２　アルコールを伴う場合は助成の対象外とする。

（助成金の財源）

第９条　助成金の財源は、赤い羽根共同募金配分金を財源とする。

（助成金申請及び請求）

第１０条　助成金を希望するものは、会長に「地域の茶の間事業助成金申請及び請求書」（様式第１号）を実績に基づき、３ヶ月ごとに申請しなければならない。

（助成金の交付決定）

第１１条　会長は、助成金の交付の申請があったときは、申請に係る書類の審査

及び必要に応じて聞き取り調査等を行い、助成事業の目的及び内容が適正であ

り、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

２　会長は、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係

る事項につき必要な条件を付し、また、修正を加えて助成金の交付の決定をす

ることができる。

３　会長は交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を記載し

た助成金交付決定（不承認）通知書（様式第２号）を助成金の交付の申請をし

た団体に通知しなければならない。

（申請の取り下げ）

第１２条　助成金の交付の申請をしたものは、前条の決定による通知を受けた場

　合において、決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知

　を受けた日から起算して７日以内に申請の取り下げをすることができる。

２　前項の規定による申請の取り下げがあったときは、助成金の交付の決定はな

かったものとみなす。

（交付決定の取り消し等）

第１３条　会長は、次の各号に該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は

一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

（２）助成金を他の用途に使用したとき

（３）助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときや、この要綱又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき

（保　険）

第１４条　茶の間を開催する場合に、介護保険・社会福祉事業者総合保険に加入する。保険料は社協が負担する。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　　則

　　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　　則

　　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　　則

　　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。